

**HIV感染者  
エイズ患者  
ハンセン病患者**

HIV感染者やエイズ患者、ハンセン病元患者等に対する正しい知識の普及や偏見や差別をなくすための啓発活動を推進します。また、患者等の人権に配慮した相談・支援体制の充実に努めます。

施策の方向

- HIVに関する知識の普及・啓発活動の推進
- 患者等の人権に配慮した相談・支援
- ハンセン病に関する偏見や差別の解消に向けた知識の普及・啓発活動の推進

**インターネット**

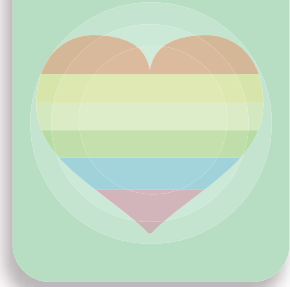


インターネットを利用する際のモラル（道徳）や情報の収集・発信について、あらゆる機会を活用して町民に広く周知し、理解を求める広報・啓発を推進します。児童生徒に対しては、インターネットの利用に際してのルールやマナーの指導を徹底し、責任を持って情報を発信するための教育や啓発の推進に努めます。

施策の方向

- インターネット利用の正しいモラル（道徳）や情報の収集・発信に関する広報・啓発の推進

**性的  
マイノリティ**



家庭や地域、学校、職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的マイノリティを理由とした偏見や差別をなくすための啓発活動を推進します。また、学校では、性的マイノリティを持つ児童生徒のところに配慮した相談体制の充実に努めます。

施策の方向

- 性的マイノリティの人への偏見や差別の解消に向けた啓発活動の推進

**生活困窮者**



生活困窮者からの相談に対し、就労の課題、心身の不調、家族や家計の問題などに包括的に対応し、本人の意思や尊厳に基づきながら、自立に向けた支援に取り組みます。また、厳しい生活環境で生活する子どもが偏見や差別を受けることなく、夢と希望を持って成長していけるよう支援していきます。

施策の方向

- 生活困窮者の自立に向けた包括的な支援
- 子どもの貧困対策の推進

**さまざまな  
人権問題**

犯罪被害者、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、ホームレスの人々、北朝鮮当局による拉致問題、同和問題を起因して教育を受けられなかった人々など、さまざまな人権問題を抱えた人々への偏見や差別の解消に向け、正しい知識の普及および啓発を推進します。

**人権教育・啓発推進の推進**

- 人権教育・啓発を推進する指導者を養成します。
- 効果的な人権教育・啓発資料等を整備し、身近な人権問題への興味や関心を引き起こす創意工夫に努めます。
- 効果的な手法による人権教育・啓発の実施します。
- 隣保館事業の充実に努め、各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行います。
- 町職員や各種団体等の研修の充実に努め、人権意識の高揚を図ります。
- 福岡県、近隣市町村、関係団体等と連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開します。
- 人権を取り巻く国際的な動向や国の状況、社会環境の変化等があった場合には「築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会」に提言を求め、必要に応じて見直しを行います。

**第2次  
築上町人権教育・啓発基本指針**

築上町では、2012年（平成24年）に「築上町人権教育・啓発基本指針」を策定し、本町の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

しかしながら、新たな人権問題の発生や社会生活の様々な局面において、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者等に対する偏見や差別が存在しています。

人権意識の高揚は、豊かな町民生活を実現するための極めて重要な課題であり、人権を取り巻く状況の大きな変化や人権問題の多様化・複雑化していることを踏まえ、基本指針の必要な見直しを行うこととしました。

2019年（平成31年）3月

**築 上 町**

# 人権教育・啓発推進の視点

## 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指す取り組みを推進します。

## 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発は、人の生涯にわたる学習活動であり、その活動を支援するための学習環境や学習機会等を整え、住民があらゆる機会を通して人権について学習することができるよう取り組みを推進します。

## 一人ひとりを大切にしたい人権教育・啓発

「人権の共存」が達成される社会を実現するために、生命の尊さ・大切さや、自他ともにかけがえない存在であることを実感できる取り組みなど、一人ひとりを大切にしたい取り組みを推進します。

## 身近な問題から考える人権教育・啓発

日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点から捉え直すとともに、地域、職場等での身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付ける取り組みを推進します。

# 本町における取り組み

2012年（平成24年）3月に「築上町人権教育・啓発基本指針」を策定し、この基本指針に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの基本的人権にかかわる問題の解決に向け、学校、地域、家庭、職場など様々な場を通じた人権教育、啓発を推進しています。近年では、相談窓口の常設や幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校における人権・同和教育の推進、同和問題啓発強調月間や人権週間の講演会などの啓発活動、全自治会における人権推進員の設置など、町全体で人権問題の解消に取り組む体制づくりの推進に努めています。

# 人権教育・啓発推進の推進

<b>就学前</b>	乳幼児期に人権尊重の精神の芽生えを育み、調和の取れた全人的発達の基礎を築くことができるように支援します。
<b>学校</b>	社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神を育むとともに、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育てていきます。
<b>地域社会</b>	様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進します。
<b>家庭</b>	子どもに人権感覚が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めます。
<b>企業・職場</b>	人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取り組みが推進されるよう、啓発に努めます。
<b>町職員</b>	職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指します。
<b>教職員 社会教育 関係者</b>	研修等を通して資質向上を図り、人権意識、人権尊重について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、実践的な指導力を持った人材の養成に努めます。
<b>保健福祉 関係者</b>	人権に対する深い理解と認識、配慮した対応が図られるよう、人権研修の充実を支援します。
<b>マスメディア 関係者</b>	活動を通して積極的に住民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道が行われるよう促します。

## 分野別施策の推進

### 同和問題

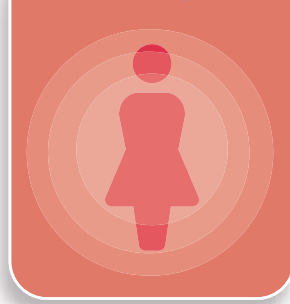


同和問題の早期の解決を目指して、産業、就労、教育等のあらゆる場面において、啓発活動や人権・同和教育の推進を図ります。

#### 施策の方向

- 町民に対する啓発活動の充実強化を推進
- 地域における啓発研修・地域交流事業等の推進
- 企業における啓発活動の推進
- 相談体制の充実
- 「えせ同和行為」の排除
- 学校・地域での人権・同和教育の推進

### 女性



男女共同参画社会の実現に向け、職場・家庭・地域等における啓発活動や学習・教育の充実を図ります。また、女性に対するあらゆる暴力の根絶など、女性の人権が守られる取り組みを進めます。

#### 施策の方向

- 男女共同参画社会を実現するための環境づくり
- 女性の人権が尊重される社会づくり
- 職場・家庭・地域における男女共同参画の推進

### 子ども



子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成育するための環境づくりを推進します。また、児童虐待の未然防止など、子どもが安心・安全に暮らせる環境づくりの取り組みを進めます。

#### 施策の方向

- 子どもの人権が尊重される社会づくり
- 子育ての支援
- 子どもたちが心豊かに育つ環境づくり

### 高齢者



高齢者がたとえ寝たきりや認知症等になっても、個人の尊厳を尊重されながら、できる限り自立して、社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう、地域で支え合う体制づくりや介護サービスの提供基盤の整備などの取り組みを進めます。また、高齢者の権利擁護・虐待防止を推進します。

#### 施策の方向

- 高齢者の生きがいづくりの推進
- 福祉サービスを利用しやすい環境づくり
- 地域生活支援体制整備の推進
- 権利擁護、虐待防止等の推進

### 障がい者

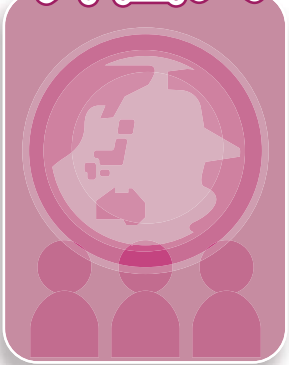


障がい者や障がい児が社会、経済、文化等各分野にわたり平等に参加、活動することのできる社会の実現を図ります。また、町全体のバリアフリー化を促進し、誰もが安全かつ快適に生活できるまちづくりに取り組みます。さらに、虐待防止に関する広報・啓発活動、研修等の実施を推進し、障がい者虐待の早期発見・防止に努めます。

#### 施策の方向

- 正しい理解と認識のための啓発の推進
- 自立と社会参加の推進
- 職業的自立の支援
- 障がい児保育・教育の充実
- 地域生活支援体制等の整備

### 外国人



外国籍住民が住民の一員として地域づくりに参画し、地域の活性化や国際化の大きな力となるよう、住民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う、共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。また、ヘイトスピーチは許されないという認識を広め、その解消を図るための啓発活動を推進します。

#### 施策の方向

- 国際理解の促進及びヘイトスピーチ解消に向けた啓発推進
- 住みやすい環境づくり